

## (仮称) 江東区こどもの権利に関する条例案の概要について

### 1 前文

- (1) こどもは、生まれながらにひとりの人間として 尊重され、自分らしく 幸せに 生きる権利がある。
- (2) こどもは、命が守られ、地域社会の一員として遊び、休み、学び、差別 されることなく、健康的に安心して育つことができる。
- (3) おとなは、こどもの声に耳をかたむけ、意見を大切に受け止め、こども にとって最もよいことを第一に考えていく。
- (4) 区は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の考えをもとに、こども の健やかな育ちを支えていくことを宣言する。

### 2 目的

未来を担うすべてのこどもの最善の利益を尊重するための基本理念を定 め、区をはじめとするこどもを取り巻く関係者の責務や役割を明らかにする ことで、こどもの健やかな育ちを支えていくことを目的とする。

### 3 定義

- (1) こどもとは、江東区内に在住、在学または在勤する等、区内で生活や活 動等をする 18 歳未満の人、または、これらの人と同じく権利を認める ことがふさわしい人とする。
- (2) 保護者とは、こどもの親、里親、その他こどもの親に代わりこどもを養 育する人とする。
- (3) 区民とは、区内に在住、在学または在勤する等、区内で生活や活動をす る人、団体及び事業者のこととする。
- (4) 育ち学ぶ施設とは、保育所、幼稚園、学校及び児童福祉施設等の、こど もが育ち、遊び、学び、活動するために利用する施設のこととする。

### 4 権利

- (1) 安心して生きる権利
  - ① 命が守られ、愛され、尊重されること
  - ② 健康でいられ、必要な医療や行政サービスが受けられること
  - ③ あらゆる差別を受けないこと
  - ④ 身体的・精神的な暴力や虐待を受けないこと
- (2) 自分らしく育つ権利
  - ① 遊び、休み、学ぶこと
  - ② 仲間を作り、集まること
  - ③ 個性や特性が尊重され、必要な助言や支援が受けられること
- (3) 自分の意見等を表明し、参加する権利
  - ① 自分の意見等をことばやその他の手段で自由に表現すること
  - ② 年齢や発達の程度に応じて、自分が必要な情報を得ること

- ③ こどもの意見はおとなの意見と同じように尊重されること
- (4) 守られる権利
  - ① 経済的・性的搾取、有害な労働等から守られること
  - ② こどもの健やかな育ちを妨げるものから守られること
  - ③ プライバシーや名誉が守られること
  - ④ 権利の実現のために、必要な支援や助言を得る機会が守られること

## 5 区、保護者、区民及び育ち学ぶ施設の関係者の役割

- (1) 区は、こどもの権利が守られるように必要な支援をするとともに、そのための取り組みを推進する。
- (2) 保護者は、こどもの権利が守られるように努めるとともに、そのために必要な支援を受けることができる。
- (3) 区民は、保護者等と協力しながら、地域の中でこどもの権利が守られるように努めるとともに、そのために必要な支援を受けることができる。
- (4) 育ち学ぶ施設の関係者は、保護者や区民と協力しながら、こどもの権利が守られるように努めるとともに、そのために必要な支援を受けることができる。

## 6 こどもの意見等の表明および参加

- (1) 区、保護者、区民及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの意見等の表明と参加を促すために必要な支援を行うように努める。
- (2) 区は、こどもが意見等を表明し、参加し、その意見が適切に施策に反映されるよう必要な環境の整備を図る。

## 7 こどもの権利を守るための取組

- (1) 区、保護者、区民及び育ち学ぶ施設の関係者は、こどもの権利が守られていない状態について早期に発見し、回復のための支援に努める。
- (2) 区は、こどもの相談に応じ、こどもが安心して育つことができる体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努める。
- (3) 区は、国や地方公共団体等と協力して、こどもに関する取組を実施し、こどもの健やかな育ちを支援する。

## 8 普及啓発

区はこどもの権利について普及啓発を行うとともに、こどもがこどもの権利について主体的に学ぶ機会の創出に努める。